

「市政懇談会」が開催されました

今年の市政懇談会は、2月6日から16日の間に、市内5会場(6回)で開催しました。「新年度の重点施策」「新病院建設事業」「新消防庁舎建設事業」「湖周地区ごみ処理施設整備事業」について、市の考え方を報告し、市民のみなさんからのご意見・アイデア・要望などを広くお聴きしました。いただいた貴重なご意見やアイデアは、今後の市政運営の参考にさせていただきます。

■開催回数…6回 ■参加人数…延べ 230人



市民のみなさんから寄せられたご意見などをご紹介します

【市政全般】

- おかぼんカードを活用して、市内での買い物をもっと推進したらどうか。
- 岡谷側から見た諏訪湖の風景は、世界で一番美しいと思うので、岡谷もそれに比例したまちづくりをめざしてほしい。
- 旧中山道を観光資源として活用してほしい。
- 横河川の桜の観光客が増えた。県道横断などの安全対策をしてほしい。
- 旧農業生物資源研究所の活用として、観光客を誘客し、お金を落としてもらえ施設してほしい。
- 保育園整備計画は、若い人の意見を入れて、早急に取り組みなければいけない。
- 不登校になるのは、小学校の時から兆候があると思うので、小学校と中学校の連携を図って意見交換などをしてほしい。
- シルキーバスの運行状況が10月に改正されたが、まだまだ不便。次回改正時は、利用者の意見をもっと聞いてほしい。
- 基金を取り崩して対応するとのことだが、基金にも限りがあり、いつかは枯渇する心配もある。基金を取り崩さないで済むような構造にしていかなければいけない時期だ。基金を増やす方向、方法を模索してほしい。

- 新病院建設に伴って、美術考古館がなくなる。美術考古館は学びや憩いの場であり、また貴重な文化財、美術品がある。博物館は移転するが、美術考古館はどうなるのか。
- 日本で一番安全なまち、緑と水が豊かで景色も良いことが人口を増やす1つの方法だと思う。
- 生活の質を高めていくことが都市計画の一番の元になるのではないかと。
- 市内には、消防車の通れないような狭い道や行き止まりが多く、防災上心配である。
- 防災対策について、女性の視点を取り入れていくことも考えてほしい。
- 市に対して「やってほしい」だけでなく、市民自ら協力することが大切だ。防犯灯も切れていたら区へ連絡するなど協力できる。

【新病院建設】

- 医師や病院スタッフが納得した使いやすい設計なのか。
- 県道からの入り口の配慮はどのようなことを考えているか。
- プライバシーに配慮した設計が大切だと思うが、どのような設計になっているか。
- 健診事業はこれからますます重要となり、病院としても利益が出る分野だ。医師確保を含めて充実をお願いしたい。
- 免震構造とのことだが、どこの建築業者でもできるものではない。大手業者が請け負った場合、地元業者には何か配慮がされているか。

- 牛伏寺断層(糸魚川静岡構造線)上にあるが、地震に対してどのような想定をしているか。
- 大規模災害時に多くのけが人を受け入れられるよう、1階ロビーなどの設計を考えてほしい。
- 患者を番号で呼ぶなど、効率化と個人情報の保護をお願いしたい。
- 病棟のセキュリティについて、設計段階からソフト・ハード両面で万全なものを作ってほしい。
- 医師が少ないので充実させてほしい。



【新消防庁舎建設事業】

- 119番通報で、住所を告げなくても自動的に住所表示できるシステムになるか。
- AEDの所在地を消防署に事前登録し、119番通報時に活用できるシステムにできないか。



【湖周地区ごみ処理施設整備事業】

- ごみ減量で一番の問題は生ごみだ。生ごみ収集の定位置を増やすことはできないか。
- 新施設ができて、「どんどん燃やせ」では困る。排出基準は、県の基準よりも厳しい設定にしてはどうか。
- ごみの減量について、2市1町で分別方法など、歩調を合わせて進めてほしい。

岡谷市新病院建設基本設計が完成しました

平成27年度の新病院開院をめざし、平成23年度より取り組んでいた、「岡谷市新病院建設基本設計」が完成しました。

設計を行う際には、平成22年度に策定した「岡谷市新病院建設基本構想」をベースに、院内の各部署とヒアリングを行うとともに、関係機関との協議を繰り返してきました。

また、市民のみなさんには、住民説明会や市政懇談会などを通じて、情報を開示するとともにご意見を伺い、設計の参考にさせていただきました。

このような作業の積み重ねにより、「岡谷市新病院建設基本設計」は完成しました。

設計の詳細については、次号の広報おかやで詳しくお知らせします。



問合せ●岡谷市民病院 新病院建設室 ☎23-8000

行政のページ 行財政改革プラン 長期実施計画について

「岡谷市行財政改革プラン（平成18年～27年）」は、市民総参加のもとで、これまで以上に行財政改革に取り組み、財政規模に見合った、岡谷市ならではの特色あるまちづくりを推進できる行財政基盤の確立をめざして策定しました。

本プランの最終計画となる、平成24年度～27年度を計画期間とする長期実施計画では、これまでの短期・中期実施計画での取り組みを検証し、成果と課題を明らかにしたうえで、行財政改革プランの基本目標や基本的な方針を継承し、効率的で効果的な実効性のある97項目の計画としたものです。新しい取り組みは、右表のとおりです。

詳しくは市のホームページをご覧ください。企画課までお問い合わせください。

問合せ●企画課(内線1526)

新しい取り組み	内容
行政チャンネル（シルキーチャンネル）での広告放送	シルキーチャンネルのデジタル化に合わせて、有料広告放送の導入を検討します。
委員報酬の支給方法及び審議会・協議会開催方法の検討	各種委員報酬の支給方法について、県やほかの市の状況を参考に検討し、合せて審議会、協議会など効率的な開催に努めます。
近隣市町村との事務の共同化の検討	事務の共同化によるスケールメリットの研究、導入に向けた検討を行います。
選挙事務の効率化	投開票時間・職員配置の見直し検討を進めます。
都市計画道路の見直し	社会情勢や土地利用などが変化しているなか、都市計画道路の必要性も変化しており、その検証を踏まえた見直しを行います。
ファシリティマネジメント導入の検討	公的資産の長期的、経営的視点での経営管理手法で行うファシリティマネジメントについて導入に向けた研究を行います。
改正PFI法活用の検討	公共施設の建設、維持管理、運営等を民間資金や経営能力、技術的能力を活用して行う、PFI法について、先進地の事例研究など導入に向けた検討を行います。
市役所窓口の民間委託導入の検討	各課窓口業務の事務などについて、民間委託導入に向けた調査研究を行います。
岡谷太鼓道場の指定管理者制度導入の検討	太鼓道場の管理運営について、指定管理者導入に向けた検討を行います。
行政機関等の共同設置に関する研究・検討	各行政機関の広域での共同設置の研究を行います。
メールマガジンの有効活用	メールマガジンを活用した、健康診断、予防接種など各種情報発信の導入を検討します。

児童扶養手当 手当額改定

平成24年度の児童扶養手当額は、昨年の全国消費者物価指数の実績値(対前年比で0.3%の下落)により、8月期支給分より次のとおり変更されます。

	平成24年3月分まで	平成24年4月分から
全部支給月額	41,550円	41,430円
一部支給月額	41,540円～9,810円	41,420～9,780円

児童第2子の加算額（5,000円）、第3子以降の加算額（3,000円）については変更ありません。

なお、今年度中に再度手当額の改定が予定されていますので、詳細が決まり次第お知らせします。

問合せ●社会福祉課(内線1258・1259)

後期高齢者医療・国民健康保険へ加入している人は 4月1日から外来診療時の窓口支払いが、認定証の提示により 自己負担限度額までにとどめられます

これまでは、入院する人については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」など(以下「認定証」)の提示により、窓口での支払いが自己負担限度額まででしたが、外来診療では窓口負担が限度額を超えた場合でも、いったんその額をお支払いいただいていた。平成24年4月1からは、外来診療においても「認定証」を提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

	高額な外来診療を受ける人		事前の手続き	病院・薬局などで
後期 高齢者 医療	住民税が課税世帯の人		必要ありません	「保険証」を提示してください
	住民税が非課税世帯の人		認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付申請をしてください	「保険証」、「認定証」を提示してください
国民健康 保険	70歳以上 75歳未満の人	住民税が課税世帯の人	必要ありません	「保険証」、「高齢受給者証」※2を提示してください
		住民税が非課税世帯の人	認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付申請をしてください	「保険証」、「高齢受給者証」※2、「認定証」を提示してください
	70歳未満の人		認定証(限度額適用認定証)の交付申請をしてください※1	「保険証」、「認定証」を提示してください

※1…国民健康保険税に未納額がないこと。

※2…法律で一部負担割合が「2割」の人は、軽減措置として平成24年3月末まで「1割」が適用されていますが、平成24年4月1日から1年間、適用が延長されます。

後期高齢者医療制度について

平成24・25年度の保険料率が改定になります

長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。

均等割額 一人あたり 38,239円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 7.29%	=	年間保険料 (限度額55万円) ※100円未満切り捨て
---------------------------------	---	------------------------------	---	-----------------------------------

※保険料率は2年間の医療給付費を推計して2年ごとに見直されます。

	(平成22・23年度)	改定	(平成24・25年度)
所得割率	6.89%	→	7.29%
均等割額	36,225円		38,239円
限度額	500,000円		550,000円



プシユケ
セラビ

PINORE
AVENUE

S^eninon

2012 カネジヨウの Spring コレクション ブランド春物 勢揃い!!

営業時間

あさ 9:00 ~ よる 7:00 まで

■1F イベント売場は 朝10:00~夜7:00 年内無休

ゆいレールが
あなたの夢が生きている

カネジヨウ

岡谷市中央町1-11-1 ☎23-5533

広告

後期高齢者医療保険料について

■暫定保険料額決定通知書をお送りします(4月中旬予定)

平成24年度の年間保険料額は、平成23年中の所得金額をもとに算出しますが、年度当初、所得金額が確定していないため、平成23年度に納入した年間保険料額の12分の3に相当する額を、4月から6月にお支払いいただきます。これを暫定徴収といいます。

7月以降は、確定した年間保険料額から前述の暫定徴収された保険料額を差し引いた額を、年度末までの各納期にお支払いいただきます。これを本算定徴収といいます。



■特別徴収による支払いについて

公的年金を年額18万円以上受給している人は年金から保険料を差し引きます。これを特別徴収といいます。しかし、後期高齢者医療の保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、特別徴収の対象になりません。新たな対象者には「特別徴収開始通知書」をお送りします。75歳になった人、転入した人など新たな対象者の場合は、特別徴収への切り替えができるまで、しばらくの間、普通徴収(納付書払いおよび口座振替)となります。

■特別徴収の納付月

仮徴収(4月、6月、8月) … 所得金額が確定するまで、平成23年度の年間保険料額の6分の3に相当する額を3回に分けて年金から差し引きます(平成24年2月に特別徴収された人)。

本徴収(10月、12月、2月) … 確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて年金から差し引きます。

問合せ●医療保険課(内線1175・1179)

国民年金保険料の納付について

平成24年4月～平成25年3月分の国民年金保険料は月額「14,980円」です。便利でお得な口座振替や前納をおすすめします。

◎口座振替

当月末に口座振替(早割)すると月々「50円」割引に!まとめて1年分を口座振替すると「3,770円」割引です。

申込み… 口座振替申出書に必要な事項を記入・押印し、金融機関に提出してください。岡谷年金事務所でも受け付けています(郵送も可)。

◎前納

現金で1年分まとめて支払うと「3,190円」割引に! 6か月分の場合は「730円」割引になります。

支払い方法… 「納付期限」に注意し、領収日付印欄に「前納」と記載された納付書をご使用ください。なお、現金での前納では、1年分または6か月分以外の期間を前納することもできますので、お問い合わせください。

平成24年度	1か月分	6か月分	1年分
現金支払(月々)	14,980円	89,880円	179,760円
現金支払(前納)		89,150円	176,570円
割引額		730円	3,190円
口座振替(前納)	14,930円	88,860円	175,990円
割引額	50円	1,020円	3,770円

問合せ●岡谷年金事務所 ☎23-3661

国民健康保険税

納税通知書(暫定)をお送りします(4月中旬予定)

暫定課税とは(4月～6月)

年度当初、平成23年中の所得が確定していないため、平成24年3月末に国保へ加入している世帯を対象に、前年度の年税額の12分の3に相当する額を仮にお支払いいただきます。平成24年度の年税額については、7月に確定します。年税額から暫定税額を差し引いた額を年度末までにお支払いいただきます。暫定期間中に加入喪失手続きがあった場合は、7月に精算して通知します。なお、国保税額が前年度分の2分の1に満たないと思われる場合、納税通知書が交付された日から30日以内に特例に基づく徴収税額の修正を市長に対して申し出ることができます。

特別徴収(年金天引き)による支払いについて

世帯主が国保加入者で、世帯内の加入者全員が65歳から74歳の場合は、特別徴収の対象になることがあります。新たに対象になると「特別徴収開始通知書」をお送りします。

特別徴収の納付月

4月、6月、8月(仮徴収)

前年の所得確定まで前年度の2月と同額

(2月の年金から特別徴収された場合は、4月から8月までも特別徴収)

10月、12月、2月(本徴収)

確定後の年税額から仮徴収分を差し引いた額

※仮徴収と本徴収の税額の差が大きくなりそうな場合は、ご相談ください。

今年度、世帯主が75歳になる場合

国保税の支払いは特別徴収が停止し、普通徴収に変わります。

問合せ●医療保険課(内線1187)